

川崎市就学奨励規則の一部改正について

1 制度の趣旨及び概要

学校教育法第19条に掲げる就学援助の趣旨に沿って、学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して必要な援助を行う制度。

- ・学校教育法第19条
「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」
- ・保護者が、その子に義務教育を受けさせるための経費が経済的理由で負担できず就学困難と認める場合に、必要な援助をする。
- ・教育の機会均等の理念に基づき9年間の義務教育の円滑な実施に資することを目的としている。

<図1 就学援助費 支給費目>

区分	学用品 通学用品費	校外活動費	夏季施設 参加費	自然教室 参加費 (食事代)	通学費	新入学 児童生徒 学用品費等	修学旅行費	クラブ活動費	学校給食費	学校病医療費	日本スポーツ 振興センター 災害共済掛金					
小学校	1年	11,420円 (年額)	1,570円 (年額)	—	—	40,600円	—	—	—	—	—					
	2～5年	13,650円 (年額)		実費 (上限22,200円)	小5 3,080円	実費 (2km以上の 場合のみ)						—	実費	実費	掛金免除	
	6年	—		—	—	新入学準備金 47,400円						実費 (上限17,900円)	—	—	—	—
中学校	1年	22,320円 (年額)	2,270円 (年額)	—	3,080円	47,400円	—	20,040円 (年額)	—	—	—					
	2年	24,550円 (年額)		実費 (上限38,700円)	—	実費 (3km以上の 場合のみ)						—	13,080円 (年額)	実費	実費	掛金免除
	3年	—		—	—	—						実費 (上限64,800円)	5,640円 (年額)	—	—	—
生活保護受給者 (金額は 上記のとおり)	—	○	—	○ 小5・中1	—	—	○ 小6・中3	—	—	○	○					

2 「新入学準備金」の入学前支給

平成29年4月に国の要綱（要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱）が一部改正され、従来は「学齢児童又は学齢生徒」の保護者としていた国庫補助の対象について、「就学予定者」の保護者が含まれることになり、小学校への入学前の段階で、前倒しで就学援助費が支給できるようになった。

この要綱改正を受け、本市においても、これまで小中学校への入学後の7月に支給していた「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給をどのように行うかについて検討を行った。川崎市就学奨励規則においては、「就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する」と規定していることから、就学予定者の保護者に対して就学援助費を支給するためには、規則を一部改正することが必要となる。

<図2 新入学児童生徒学用品費と新入学準備金の支給時期について>

		平成29年度				平成30年度								平成31年度							
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8~11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月			
△ 新 中 学 1 年 生 ▽	新入学児童生徒学用品費					(新入学児童生徒学用品費)															
	新入学準備金																				
		入学準備 (学用品、通学用品の購入)				申請受付・審査・認定				支給											
						入学式															
△ 新 小 学 1 年 生 ▽	新入学児童生徒学用品費																	(新入学児童生徒学用品費)			
	新入学準備金																				
										入学準備 (学用品、通学用品の購入)				入学式							
														申請受付・審査・認定				支給			
														申請				審査			
														受付				認定			
																		支給			

そのため、上記図2のとおり、学齢児童として入学前支給が可能な新中学1年生から入学前支給を実施することとし、新中学1年生については、「新入学準備金」を小学6年生に対する新たな就学援助費の費目として整理した。これにより、平成30年度に新たに中学1年生となる児童の保護者に対して、新入学児童生徒学用品費を「新入学準備金」として入学前に前倒しで支給することができた。

新小学1年生については、未就学児の段階でその保護者へ制度を周知する等、新たな仕組みを構築する準備期間を要したことから、今年度において、平成31年度に新たに小学1年生となる「就学予定者」の保護者に対して、「新入学準備金」を小学校入学前の3月に支給することができるよう、川崎市就学奨励規則の一部を改正するものである。

3 川崎市就学奨励規則の改正の主な内容

- (1) 経済的理由によって就学困難と認められる「学齢児童及び学齢生徒」の保護者について、「就学予定者」の保護者を加え、小学校への入学前の段階で、新入学準備金を支給できるようにする。
- (2) 就学援助費申請書について、「児童生徒が在学する校長」に提出することとなっているが、就学予定者の保護者については「委員会(教育委員会)」に提出することとする。

4 川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の施行日について

- (1) 施行日
平成30年11月1日
- (2) 理由
就学予定者の保護者に対する就学援助費(新入学準備金)の支給に対応するため。

5 今後のスケジュール

時期	内容
12月上旬 ~1月中旬	就学予定者の保護者に対して就学援助費(新入学準備金)申請書を送付 各世帯から申請書が学事課宛てに郵送される
1月中旬~ 2月下旬	申請書の提出があった世帯について、認定基準を満たしているかを審査
3月上旬	認定基準を満たした就学予定者の保護者に対する新入学準備金の支給